

議案第106号

甲府市スポーツ広場条例の一部を改正する条例制定について
甲府市スポーツ広場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月4日提出

甲府市長 樋口 雄一

甲府市スポーツ広場条例の一部を改正する条例

甲府市スポーツ広場条例（昭和52年3月条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の表甲府市古関・梯スポーツ公園広場の項を削る。

第3条第2項中「及び甲府市古関・梯スポーツ公園広場」を削る。

別表中「530円」を「680円」に改め、同表甲府市古関・梯スポーツ公園広場夜間照明施設の項を削り、同表備考を次のように改める。

備考 使用時間に30分未満の端数があるときは、これを30分とする。

附 則

- 1 この条例中別表の改正規定（「530円」を「680円」に改める改正規定に限る。）は令和2年4月1日から、その他の改正規定は公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、令和2年4月1日以後に行う使用の許可に係る使用料について適用し、同日前に行った使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

古関・梯スポーツ公園広場を閉鎖するとともに、スポーツ広場の夜間照明施設の使用料の額を改定するについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。